

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により議長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年5月28日

| | |
|---------|-------|
| 岐阜県監査委員 | 若井 敦子 |
| 岐阜県監査委員 | 恩田 佳幸 |
| 岐阜県監査委員 | 鈴木 祥一 |
| 岐阜県監査委員 | 安田 典子 |
| 岐阜県監査委員 | 飯沼 敦朗 |

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

| テーマ名 | 監査結果 (A) | 措置済 (B) | 今回措置を講じたもの (C) | 未措置 (A-B-C) |
|------------------------------|-------------|------------|-------------------|----------------|
| 県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について | 70 | 1 | 30 | 39 |

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年4月24日に公安委員会委員長から通知があったもの、5月7日に教育委員会教育長から通知があったもの及び5月13日に知事から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(指摘事項)

総務部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----|--|--|
| 管財課 | <p>(指摘事項)</p> <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 県庁舎(行政棟)</p> | <p>県庁舎(行政棟)に設置しているAEDの情報については、庁舎移転時に新たに設置したAED情報を県有施設AEDマップに公開していなかったため、令和6年2月28日に庁内システム上で県有施設AEDマップの更新を行い、同年3月15日に当該情報が外部インターネット上に公開されていることを確認した。</p> <p>AEDを設置した際に、県有施設AEDマップの更新が必要との認識がなかったことから、施設管理に関わる職員に対し、県有施設AEDマップの更新について周知徹底し、AED情報の適正な公開に努める。</p> |
| | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①撤去されたAED情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。 ②県有施設AEDマップ上の、設置されたAEDの場所を示すマークの位置が、県庁舎(行政棟)及び議会棟においては、旧庁舎上に表示されていた。</p> <p>(対象施設) ①岐阜県シンクタンク庁舎1階管理人室 ②県庁舎(行政棟)</p> | <p>岐阜県シンクタンク庁舎及び県庁舎(行政棟)に設置しているAEDの情報については、最新のAED情報を県有施設AEDマップに公開していなかったため、令和6年2月28日に庁内システム上で県有施設AEDマップの更新を行い、同年3月15日に当該情報が外部インターネット上に公開されていることを確認した。</p> <p>AEDを撤去または移動した際に、県有施設AEDマップの更新が必要との認識がなかったことから、施設管理に関わる職員に対し、県有施設AEDマップの更新について周知徹底し、AED情報の適正な公開に努める。</p> |

商工労働部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------------|---|---|
| 商工・エネルギー政策課 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①岐阜産業会館</p> | <p>本件については、県有施設AEDマップの更新事務の引き継ぎがされておらず、担当者にその認識がないまま、マップ上の登録が残っていたのが原因である。</p> <p>令和6年3月27日付の指摘を受け、令和6年3月29日にマップ上の登録の削除を実行した。</p> <p>今後は、このような引き継ぎ漏れがないよう留意していく。</p> |
| 産業デジタル推進課 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) ソフトピアジャパン・ワークショップ24</p> | <p>指摘（指導）事項について、平成29年3月8日付け医整第1047号において、AED管理責任者はAED情報を県有施設AEDマップに公開することとされているところ、代々の業務担当者が同通知を把握しておらず、ソフトピアジャパン・ワークショップ24 7階ロビーに設置されているAED情報が公開されていなかった。</p> <p>当該AEDの情報については、本監査に伴う書面調査時に県有施設AEDマップへの登録がされていないことを確認してから、ただちに登録を行い、現在は情報が公開されている状態となっている。</p> <p>今後は、後任の担当者へ事務の引継ぎを適切に行うものとし、指定管理業務仕様書の見直しに合わせて、AED情報の登録の取扱いについて記載（財団全国AEDマップの登録は指定管理者、県有施設AEDマップは県が登録）し、指定管理者と所管課業務担当者の両者が認識できるようにすることにより、再発防止に努める。</p> |
| 航空宇宙産業課 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館</p> | <p>本業務は、AEDを設置した際の県有施設AEDマップの公開を失念していたものである。</p> <p>AED情報については、県有施設AEDマップに公開済である。</p> <p>今後、人事異動の際の引継書に、AED情報に変更がある場合は、県有施設AEDマップを速やかに更新する旨を明記し、後任者に確実に引き継ぐこととした。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|----------------|--|--|
| 障がい者総合就労支援センター | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜県障がい者総合就労支援センター</p> | <p>本事案は、AED情報を県有施設AEDマップ上に公開することについての認識不足により、未公開となっていたものである。監査後に、速やかに公開処理を行った。</p> <p>本事案を受け、係内職員にAED情報の県有施設AEDマップ上での公開について周知徹底を図るとともに、担当者が交代したときに確実に引き継がれるよう、引継ぎ項目のリストに記載することにより、再発防止対策を行った。</p> |
| 産業技術総合センター | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>②撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>③施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①岐阜県産業技術センター(本所)《羽島郡笠松町北及》 ②岐阜県産業技術センター美濃分室 ③岐阜県産業技術総合センター《産業技術センター》</p> <p>(注)対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での住所及び名称</p> | <p>AEDが設置された施設が移転した時に県有施設AEDマップを更新すべきところ、その処理を失念していた。</p> <p>指摘事項について、令和5年8月に県有施設AEDマップの更新を行った。</p> <p>今後は、県有施設AEDマップへの登録の必要性を認識するため、登録マニュアルをAED設置場所にも整備し、AED更新時や現物実査時に複数人で県有施設AEDマップをチェックする体制を整えて、再発防止に努める。</p> |
| 食品科学研究所 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> | <p>県有施設AEDマップの情報（施設の名称）に変更が生じた場合は、県有施設AEDマップ上で名称を変更すべきところ、その処理を失念していた。</p> <p>指導事項について、令和5年8月に県有施設AEDマップの更新を行った。</p> <p>今後は、県有施設AEDマップへの登録の必要性を認識するため、登録マニュアルをAED設置場所にも整備し、AED更新時や現物実査時に複数人で県有施設AEDマップをチェックする体制を整えて、再発</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----|--|---------|
| | (対象施設) ①岐阜県食品科学研究所寒天研究室 《産業技術センター(寒天研究室)》 (注)対象施設の《》は、県有施設AED マップ上での名称 | 防止に努める。 |

林政部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------------------|---|---|
| 森林文化 アカデミ ー | H29年県通知において、AED管理責任 者は、自身の県有施設に設置されたAED 情報（設置場所や使用可能時間など）をイ ンターネット上の県有施設AEDマップに 公開することとされているところ、AED を設置しているにも関わらず、県有施設A EDマップ上にすべてのAED情報（複数 のAEDを設置している場合は、それぞ れのAED情報）を公開していないので、速 やかに措置するとともに、今後は適正に処 理されたい。 (対象施設) 岐阜県立森林文化アカデミー | 当該AEDについては救急財団全国AED Dマップに掲載されていたが、県有施設A EDマップに掲載することを失念してい いた。 今回の監査を受けて、AEDの情報を県 有施設AEDマップに登録し公開した。 今後新たにAEDを導入する際には、い ずれのマップにも登録を行い、AEDの設 置情報の公開を行うように総務課内で情報 共有し注意喚起を図る。 |
| ぎふ木遊 館 | H29年県通知において、AED管理責任 者は、自身の県有施設に設置されたAED 情報（設置場所や使用可能時間など）をイ ンターネット上の県有施設AEDマップに 公開することとされているところ、AED を設置しているにも関わらず、県有施設A EDマップ上にすべてのAED情報（複数 のAEDを設置している場合は、それぞ れのAED情報）を公開していないので、速 やかに措置するとともに、今後は適正に処 理されたい。 (対象施設) ぎふ木遊館 | ぎふ木遊館の開館（令和2年7月17 日）に伴いAEDを設置したが、AED情 報を県有施設AEDマップに公開するこ とを失念したためAED情報が未公開の状 態となっていた。 今回の監査を受け、令和6年2月2日に AED情報を県有施設AEDマップに登録 し公開した。 今後は情報の修正がある場合は速やかに 修正し公開するよう、管理調整係員で情 報を共有し注意喚起を図る。 |

都市建築部

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-----------|--|--|
| 都市公園 課 | H29年県通知において、AED管理責任 者は、自身の県有施設に設置されたAED 情報（設置場所や使用可能時間など）をイ ンターネット上の県有施設AEDマップに 公開することとされているところ、AED を設置しているにも関わらず、県有施設A EDマップ上にすべてのAED情報（複数 のAEDを設置している場合は、それぞ れのAED情報）を公開していないので、速 やかに措置するとともに、今後は適正に処 理されたい。 | ①当該事案が発生した原因 県有施設AEDマップについて更新事務 を失念していた。 ②監査結果に基づいて行った事務処理 令和6年3月29日に県有施設AEDマ ップの更新を完了した。 ③再発防止策の内容 今後は、岐阜県会計規則第92条の3の 規定に基づく、県営公園の物品の現物実査 |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|----------------|--|---|
| | (対象施設) 岐阜県百年公園 | 時に、都市公園課公園担当者がマップの登録状況を確認するよう改めた。 |
| 都市公園課 (つづき) | H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 ①撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。 ②施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。 (対象施設) ①ぎふ清流里山公園農家レストランやまびこ ②ぎふワールド・ローズガーデン《花フェスタ記念公園》、 ぎふ清流里山公園《日本昭和村、平成記念公園》 (注)対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での名称 | ①当該事案が発生した原因 県有施設AEDマップについて更新事務を失念していた。 ②監査結果に基づいて行った事務処理 令和6年3月29日に県有施設AEDマップの更新を完了した。 ③再発防止策の内容 今後は、岐阜県会計規則第92条の3の規定に基づく、県営公園の物品の現物実査時に、都市公園課公園担当者がマップの登録状況を確認するよう改めた。 |

教育委員会

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|----------|--|---|
| 本巣松陽高等学校 | H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 (対象施設) 本巣松陽高等学校 | 県有施設AEDマップに公開するAED情報のうち、消耗品使用期限の更新ができていなかったため、監査報告後速やかに登録情報を更新した。AED消耗品使用期限について、マップ上で情報を更新する必要があるとの認識がなかったため、消耗品調達時に更新を行わなかったことが原因である。 今後は、消耗品調達等、AED情報に変更がある場合は、公開されているすべての情報が正しく登録されているか、AED管理者及び調達担当者が確認する。 |
| 多治見北高等学校 | H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれ | H29年県通知について前任からの引継ぎができておらず、今回の指摘により初めて認識するに至った。 県有施設AEDマップに未登録であったAED1台について、県有施設AEDマップに登録し、インターネット上で閲覧できるよう公開処理を行った。 今後は、AED更新時等において適切に |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------------|--|---|
| | <p>のAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 多治見北高等学校</p> | <p>情報公開できるようAED管理責任者及び供用主任者で情報共有し再発防止に努める。</p> |
| 益田清風高等学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 益田清風高等学校</p> | <p>当該事案の発生は、平成29年県通知によるAED設置情報発信の後、AEDの異動に対する公開情報の更新が必要であることを関係職員が認識していなかったことが原因で、3台設置しているAEDのうち、未掲載1台及び移設による設置場所の不一致1台があり、正確な情報を公開していなかったため、その事実を認識後直ちに登録情報を修正し、正しいAED情報の公開を行った。</p> <p>AEDの管理関係部署である事務室と保健室において、機器の異動情報を共有すること及び公開情報の管理方法を確認し、再発防止を図った。</p> |
| 岐阜清流高等特別支援学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①岐阜清流高等特別支援学校 《岐阜清流特別支援学校》</p> <p>(注)対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での名称</p> | <p>県有施設AEDマップに掲載された施設の名称を正しい名称に修正した。</p> <p>担当者の確認不足及び後任者への引継ぎがなされていなかったことが原因であることから、今後は、更新内容を1名で確認していたものを、事務職員2名体制で確認するとともに、後任者への引継ぎを確実にを行うことにより、適正な処理に努める。</p> |
| 西濃高等特別支援学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 西濃高等特別支援学校</p> | <p>今回の事案は、AED管理責任者が、AED設置・更新時にAED情報を県有施設AEDマップに公開することを失念していたことが原因である。このため、県有施設AEDマップに、本校が所有するAED3台の情報を、令和5年8月15日に公開した。</p> <p>今後は、AED管理責任者だけでなく、点検担当者、物品担当者もAED設置状況及びAED情報公開に関する通知内容を共有、熟知し、設置・更新時に情報公開漏れがないか相互にチェックすることにより、事案の再発防止に努める。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|----------|--|--|
| 中濃特別支援学校 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 中濃特別支援学校</p> | <p>本案件は、本校にて複数設置しているAEDのすべてのAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開しなければならないところ、通知の理解不足により一台のAED情報を公開していなかったものであり、該当の案件については速やかに公開を行った。</p> <p>今後は、AEDの新規設置等があった場合は、担当教職員間で情報共有するとともに、担当、係長及び事務部長の複数職員で公開済みであることを確認することにより再発防止に努める。</p> |

公安委員会

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------|--|--|
| 交通企画課 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①自動車安全運転センター岐阜県事務所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップの撤去されたAED情報の削除漏れについては、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを修正した。</p> <p>今後はデータの更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 警備第二課 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①中濃ブロック防災センター《緊急指揮所》</p> <p>(注)対象施設の《》は、県有施設AEDマップ上での名称</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、施設の名称変更時に修正すべきところを、実際に保有している事業担当課が修正するものと錯誤し、未修正の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを修正した。</p> <p>今後は、データ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理するAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 機動隊 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップの未公開については、実際に保有している事業担当課が登録するものと錯誤し、未公開の状態となっていたもの。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|---------|---|---|
| | <p>公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 機動隊庁舎(国有施設)</p> | <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを登録した。</p> <p>今後はデータ登録漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録を行うこととした。</p> |
| 岐阜南警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 城東通交番</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ未公開については、実際に保有している事業担当課が公開するものと錯誤し、未公開の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを登録した。</p> <p>今後はデータ登録漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①領下交番、東加納交番</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、実際に保有する事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後はデータ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 岐阜羽島警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①松枝駐在所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後はデータ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|--------|--|--|
| 海津警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①太田駐在所、南濃北駐在所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後は、データ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 大垣警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 駅北交番(大垣警察署)、割田交番</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ未公開については、実際に保有している事業担当課が公開するものと錯誤し、未公開の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを登録した。</p> <p>今後はデータ公開漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ① 船町交番、入方駐在所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後はデータ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 多治見警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①定林寺駐在所、肥田駐在所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ削除については、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>そのため、今回の指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後は、データ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |

| 機関名 | 監査結果 | 講じた措置 |
|-------|--|---|
| 恵那警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①明智駐在所《明智交番》</p> <p>(注)《》内は、県有施設AEDマップ上での名称</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、施設の名称変更時に修正すべきところ、実際に保有している事業担当課が修正するものと錯誤し、未修正の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを修正した。</p> <p>今後は、データ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |
| 飛驒警察署 | <p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報をインターネット上の県有施設AEDマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>①廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(対象施設) ①茂住駐在所</p> | <p>指摘があった県有施設AEDマップのデータ更新については、実際に保有している事業担当課が削除するものと錯誤し、掲載の状態となっていたもの。</p> <p>指摘を受け、警察本部警務課が一括して公安委員会所属の県有施設AEDマップのデータを更新した。</p> <p>今後はデータ更新漏れを防止するため、公安委員会所属が管理する施設に設置のAEDについては、警察本部警務課が一元管理し、県有施設AEDマップデータの登録修正を行うこととした。</p> |